第五十九決算公告

平成二十三年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産	二四九、九三〇
固定資産	二、二九九、三三八
合計	二、五四九、二六八

負債及び純資産の部

流動負債	二九一、九八一
固定負債	六四三、八三四
株主資本	一、六一三、四五三
資本金	六〇、〇〇〇
資本剰余金	二六、九八四
資本準備金	二六、九八四
利益剰余金	一、五二六、四六九
利益準備金	七、五〇〇
その他利益剰余金	一、五一八、九六九
（うち当期純利益）	（四一、一三八）
合計	二、五四九、二六八

平成二十三年七月二十一日

福井県坂井市三国町池上八〇号一番地

三国観光産業株式会社

代表取締役　玉村　將

第四十三期決算公告

平成二十三年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・百万円

資産の部

流動資産	二、四三六
固定資産	三六八
資産合計	二、八〇五

負債及び純資産の部

流動負債	一八八
固定負債	二六一
退職給付引当金	四六
その他	二一四
負債合計	四四九
株主資本	二、三五六
資本金	二一
利益剰余金	二、三三五
利益準備金	五
その他利益剰余金	二、三二九
（うち当期純利益）	（二二一）
純資産合計	二、三五六
負債・純資産合計	二、八〇五

平成二十三年七月二十一日

福井県福井市江守中二丁目一三二一番地

アスワ電子工業株式会社

代表取締役社長　北畑　孝一

第五十八期決算公告

平成二十三年四月三十日現在

貸借対照表の要旨　単位・百万円

資産の部

流動資産	一〇、八四二
固定資産	二六、七三四
合計	三七、五七七

負債及び純資産の部

流動負債	五、九七六
固定負債	九、〇一三
株主資本	二一、九六〇
資本金	四八一
資本剰余金	七三八
利益剰余金	二〇、七四一
その他利益剰余金	一二〇
（うち当期純利益）	二〇、六二一
評価・換算差額等	（七二四）
合計	六二七
平成二十三年七月二十一日	三七、五七七

愛知県安城市今本町東向山七番地

豊臣機工株式会社

取締役社長　星　宏一

第十九期決算公告

平成二十三年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・百万円

資産の部

流動資産	二〇、五八八
固定資産	一二、八六五
資産合計	三三、四五四

負債及び純資産の部

流動負債	四、五一八
固定負債	一、六二七
退職給付引当金	一、六二七
負債合計	六、一四五
株主資本	二七、三〇八
資本金	四八〇
利益剰余金	二六、八二六
利益準備金	一二〇
その他利益剰余金	二六、七〇八
（うち当期純利益）	（四、四八八）
純資産合計	二七、三〇八
負債・純資産合計	三三、四五四

平成二十三年七月二十一日

岡山県瀬戸内市邑久町福元七七番地

株式会社岡山村田製作所

代表取締役社長　坂本　秀夫

第二十期決算公告

平成二十三年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	一九、〇四〇
固定資産	五一八、八三二
合計	五三七、八七三

負債及び純資産の部

流動負債	一六九、七五三
固定負債	五一四、二〇〇
株主資本	△一四六、〇八〇
資本金	五〇、〇〇〇
利益剰余金	△一九六、〇八〇
（繰越利益剰余金）	（△一九六、〇八〇）
（うち当期純利益）	（一〇、〇二五）
合計	五三七、八七三

平成二十三年七月二十一日

広島県広島市中区中町八番一八号

株式会社ウエルネス広島

代表取締役社長　大隈　郁仁

配当公告

香川県高松市伏石町二一二六番地二

破産者　三栄建設株式会社

右の者に対する高松地方裁判所平成二十二年（フ）第四一七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一億五、五五六万九、四一三円

一、配当することのできる金額

金一、三五三万四、五三七円

平成二十三年七月二十一日

香川県高松市錦町一丁目六番一号　堀井法律事務所

破産管財人　堀井　茂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市南区川沿四条三丁目一八一八番地、最後の住所札幌市北区百合が原五丁目六番三〇号　被相続人　亡　櫛引　治人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十一日

札幌市豊平区平岸一条九丁目四番五号ふみづきマンション二号

相続財産管理人　神　久子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区春日一丁目一六番、最後の住所東京都荒川区西日暮里四―二二―七小林アパート　被相続人　亡　佐藤　長治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十一日

埼玉県さいたま市浦和区仲町四丁目一五番六号　相続財産管理人　山本　友恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山市袋町一一番地、最後の住所富山市清水中町三番一号　被相続人　亡　藤城　啓吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十一日

富山市丸の内一丁目八番一五号　余川ビル三階

相続財産管理人　弁護士　足立　政孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市東区芳野三丁目六番、最後の住所愛知県名古屋市東区芳野三丁目六番四号ダイアパレス東白壁A棟一一三号

被相続人　亡　水貝　正智

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十一日

愛知県名古屋市中区錦二丁目二番二号名古屋丸紅ビル一二階

相続財産管理人　弁護士　安藤　芳朗